## 「緑の雇用」事業による研修助成を希望される林業事業体の皆様へ (29 事業の実行と事前申請手続について)

林業事業体の皆様におかれましては、日頃より地域林業の発展に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「緑の雇用」事業につきましては、皆様も御承知のとおり、人材育成ニーズが増加する中、今年度は、当初の予想を上回る申込みが寄せられ、研修生数の調整(割当)では皆様からの要望に対応しきれず、多くの研修待機者が生じてしまったところです。

このため、林野庁では、限られた予算の中でもより多くの就業者が支援の対象となるよう、平成 29 年度事業において、効率的な事業実施に向けた改正を予定しており、助成費の配分方法の見直しなどが行われることとなります。

全森連としましても、これらの見直しを踏まえ、事業の円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、補助金を適正に執行するために事業実施主体は、事業開始までに確度の高い申請予定の研修生数を把握し、予算額に応じた事業計画を作成しなければなりません。

このため、<u>平成 29 年度に「緑の雇用」事業による研修助成を希望される事業体の皆様におかれましては、『予備登録申請書』に必要事項を記入し、期限までに地方とりまとめ機関を経由して提出いただくようお願いいたします</u>。

なお、助成費の割当は、平成 29 年度予算の成立後に行うこととなりますが、予備登録申請書によって把握する「労働災害の発生状況」、「研修生の定着状況」、「事業体の経営状況」、「林業施策の取組状況」、「生産性向上の達成状況」の各項目を審査・採点することによって準備を進めてまいりますので、研修助成を希望される林業事業体の皆様におかれましては、必ず提出していただきますようお願いいたします。また、記入に当たりましては、記入漏れや数値の単位間違い等のないよう御注意願います。

